

# ノートン™ 360 月額版 サービス利用規約【現改比較表】 2023年5月25日現在

～2023年5月31日

2023年6月1日～

<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 本規約の変更</p> <p>1. 弊社は、契約者の承諾を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合は、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p> <p>2. 弊社は、この規約を変更するときは、弊社の本サイトによる通知のほか、弊社が適切と判断する方法で通知するものとします。</p> <p>3. 弊社が通知したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 本規約の変更</p> <p>1. <b>当社は</b>、契約者の承諾を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合は、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p> <p>2. <b>当社は</b>、この規約を変更するときは、当社の本サイトによる通知のほか、<b>当社</b>が適切と判断する方法で通知するものとします。</p> <p>3. <b>当社</b>が通知したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。</p> <p>4. <b>当社は</b>、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。</p>
<p>第4条～第9条 (略)</p> <p>第10条 契約者の自己責任</p> <p>1. 契約者は自己の判断と責任で本サービスを利用するものとし、その行為及び結果について、その原因が弊社の故意または重過失による場合を除き、全責任を負うものとします。</p> <p>2. 契約者は、自らの責めに帰すべき事由により、弊社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。</p>	<p>第4条～第9条 (略)</p> <p>第10条 契約者の自己責任</p> <p>1. 契約者は自己の判断と責任で本サービスを利用するものとし、その行為及び結果について、<b>全責任を負うものとします。</b></p> <p>2. 契約者は、自らの責めに帰すべき事由により、<b>当社</b>または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。</p>
<p>第11条～第19条 (略)</p>	<p>第11条～第19条 (略)</p>

～2023年5月31日	2023年6月1日～
<p>第20条 損害賠償</p> <p>1. 契約者が本規約に違反し又は不正行為により弊社に損害を与えた場合、契約者は、弊社が被った通常の直接損害を賠償するものとします。</p> <p>2. 契約者が本サービスの利用により第三者(他の利用者を含みます)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、弊社にいかなる責任も負担させないものとします</p> <p>3. 弊社は、本規約に特別の規定がある場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、契約者その他のいかなる者に対しても、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。</p>	<p>第20条 損害賠償</p> <p>1. 契約者が本規約に違反し又は不正行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社が被った通常の直接損害を賠償するものとします。</p> <p>2. 契約者が本サービスの利用により第三者(他の利用者を含みます)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。</p> <p>3. 当社は、本規約に特別の規定がある場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、契約者その他のいかなる者に対しても、本サービスの利用に必要な契約者の端末設備やネットワーク回線等の不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争等、当社の責めに帰すべき事由がない場合、責任を負担しないものとします。</p> <p>4. 当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が発生した場合、当社は、契約者に生じた損害のうち、間接損害、逸失利益に係る損害及び特別な事情から生じた損害（当社又は契約者が損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）については責任を負わず、かつ、本サービスの6ヶ月分の利用料金相当額を上限として損害賠償責任を負うものとします。</p> <p>5. 前項の規定は、当社の故意又は重過失に起因する損害については適用しません。</p>
<p>第21条～第23条（略）</p>	<p>第21条～第23条（略）</p>
	<p>附 則（令和5年5月24日 レバN第009600000488-01号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。</p>